

3 長薬発第 180 号
令和 3 年 5 月 24 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療従事者等に関する補助事業の実施等について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部長から通知がありました。

本件は、令和 2 年度より実施されている長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る医療従事者等に関する補助事業のうち、令和 3 年度においても引き続き実施される医療人材確保・派遣等支援事業に関するものです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますよう、よろしく申し上げます。

なお、薬剤師の派遣にあたっては、長野県庁薬事管理課あてご相談くださいますよう、よろしく申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業も継続して実施されていますので、該当となる事例がある場合は、長野県庁薬事管理課あてご相談ください。

一般社団法人 長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 保険医療課 桐山 〒390-0802 松本市旭 2-10-15 TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075 E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp
--

参考

【参考】新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

ア 目的 医療機関・薬局に勤務する医師又は薬剤師が新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等が行えなくなった場合でも、継続した診療等が行えるよう他の医療機関・薬局から医師又は薬剤師の派遣を行い、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

イ 実施者 都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容 新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等を行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局（派遣先）において代わりに診療等に従事するため、医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局（派遣元）に対して、その派遣実績に応じて支援を行うものとする。

エ 留意事項

（ア）派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）した医師又は薬剤師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関・薬局において診療等に従事することができない期間とする。

（イ）派遣先となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

【参考】新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

ア 目的 新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療等の機能を維持することを目的とする。

イ 実施者 都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容 新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局の継続・再開時に必要な整備を支援する。

エ 整備対象設備等

（ア）HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

（イ）消毒経費

ただし、（ア）については歯科診療所を除く。

オ 留意事項

支援対象となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

3感第103号
3薬第171号
令和3年(2021年)5月21日

一般社団法人長野県薬剤師会長 様

長野県健康福祉部長

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療従事者等に関する補助事業の実施等について(通知)

本県の健康福祉行政については、日ごろから御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金及び医療従事者等に関する補助事業については、令和2年度より交付要綱及び実施要領を定め実施してきているところですが、令和3年度も引き続き実施するにあたり、別添のとおり交付要綱及び実施要領を定めました。

つきましては、「長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱」及び各事業実施要領に基づき、県内医療機関あて別添のとおり事業の実施を通知しましたので御承知おきください。

記

1 実施事業

医療人材確保・派遣等支援事業

2 留意事項

「医療人材確保・派遣等支援事業」のうち、薬剤師の派遣については薬事管理課に照会ください。

【添付書類】

- ・(別添) 医療機関あて通知
- ・令和3年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱
- ・医療人材確保・派遣等支援事業実施要領
- ・経費所要額調 様式(様式第2号別紙1)
- ・事業計画書 様式(様式第2号別紙2)
- ・積算表 様式

感染症対策課 総務担当
(課長) 大日方 隆 (担当) 古川 裕子
電 話 : 026-235-7378
F A X : 026-235-7334
E-mail : kansen@pref.nagano.lg.jp (課)
furukawa-yuko-r@pref.nagano.lg.jp (個人)

薬事管理課 薬事温泉係
(課長) 小池 裕司 (担当) 大蔵 直樹
電 話 : 026-235-7157
F A X : 026-235-7398
E-mail : yakuji@pref.nagano.lg.jp

写

3感第103号
3薬第171号
令和3年(2021年)5月21日

医療機関の長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療従事者等に関する補助事業の実施等について(通知)

本県の健康福祉行政については、日ごろから御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金及び医療従事者等に関する補助事業については、令和2年度より交付要綱及び実施要領を定め実施してきているところですが、令和3年度も引き続き実施するにあたり、別添のとおり交付要綱及び実施要領を定めました。

つきましては、下記のとおり事業を実施しますので、活用を希望する医療機関におかれましては、9月末までの実績について、10月15日(金)までに提出くださるようお願いいたします。

記

1 実施事業

- (1) 医療人材確保・派遣等支援事業
- (2) 医療従事者宿泊施設確保事業

2 実施スケジュール

国は、上記1の事業の基となっている新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)について、当面の対応としては、おおむね9月末までとしており、10月以降の対応は、今後の感染状況、執行状況等を踏まえて検討することとしています。

よって、本事業の対象期間については当面9月末までとし、10月以降については国から示され次第ご案内します。

3 提出書類

- ・経費所要額調(様式第2号別紙1)
 - ・事業計画書(様式第2号別紙2)
 - ・積算表
 - ・経費の根拠となる資料(領収書等の写し)
 - ・その他参考となる書類(宿泊施設確保事業における医療機関が宿泊施設をあらかじめ指定したことがわかるもの:契約書写し等)
- ※いずれも、上記に示した期間までの実績値を記入してください。

4 提出方法

電子メール（アドレス：kansen@pref.nagano.lg.jp）により提出

5 その他

交付要綱（様式を含む。）及び要領は県の公式ホームページでも公開します。

◆ 県ホームページの URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/2020covid sien.html>

6 留意事項

- (1) 「医療人材確保・派遣等支援事業」のうち、薬剤師の派遣については薬事管理課に照会ください。
- (2) 「患者受入調整・搬送事業」の実施については別途連絡します。
- (3) 「特殊勤務手当支援事業」は令和2年度に引き続き医師・看護人材確保対策課に照会ください。
- (4) 令和3年4月1日以降着手の事業が対象となりますので、交付決定前であっても着手は可能です（交付要綱第10に定める事前着手届の提出が必要）。ただし、着手済みの部分であっても、審査の結果交付決定がなされない場合もありますので、予めご了承ください。
- (5) 交付申請については別途連絡します。

【添付書類】

- ・令和3年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱
- ・医療人材確保・派遣等支援事業実施要領
- ・医療従事者宿泊施設確保事業実施要領
- ・経費所要額調 様式（様式第2号別紙1）
- ・事業計画書 様式（様式第2号別紙2）
- ・積算表 様式

感染症対策課 総務担当

（課長）大日方 隆 （担当）古川 裕子

電 話：026-235-7378

F A X：026-235-7334

E-mail：kansen@pref.nagano.lg.jp（課）

furukawa-yuko-r@pref.nagano.lg.jp（個人）

薬事管理課 薬事温泉係

（課長）小池 裕司 （担当）大蔵 直樹

電 話：026-235-7157

F A X：026-235-7398

E-mail：yakuji@pref.nagano.lg.jp

令和3年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制を整備することを目的として、第2に規定する補助事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱（令和3年4月1日付け厚生労働省発医政0401第4号、厚生労働省発健0401第6号及び厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知）、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和3年4月1日付け医政発0401第8号厚生労働省医政局長、健発0401第11号厚生労働省健康局長及び薬生発0401第18号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号事務次官連名通知）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（令和2年6月22日総行政第148号）及び補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）、基準額、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、別表第1欄に掲げる事業ごとに次により算出された額の合計額とする。ただし、当該事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあつては30万円以上）の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (9) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、次のとおりとすること。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (10) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行なわなければならないこと。
- (12) 前号の報告があった場合には、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

（交付申請書の様式等）

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額調（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (4) 補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書（補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。）
- (5) 設備整備に係る事業の場合、補助対象医療機器等の見積書、カタログ及び設置場所を示す平面図（補助対象経費に設備整備費が含まれる場合に限る。）
- (6) その他参考となる書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

（交付の決定）

第6 知事は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

（軽微な変更の範囲）

第7 第4第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内で増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額する場合

(変更の申請等)

第8 第4の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき
長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業完了期間延長承認申請書（様式第5号）

(変更等の承認)

第9 知事は、第8各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事前着手)

第10 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、交付決定前に補助事業に着手しようとするとき又は着手したときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事前着手届（様式第6号）を知事へ提出するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請取下書（様式第7号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第12 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（別紙1）
- (2) 事業実績報告書（別紙2）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- (4) 契約書等支出証拠書類
- (5) 検収調書の写し
- (6) 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）、補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し（補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。）
- (7) 設置場所を示す平面図（補助対象経費に設備整備費が含まれる場合に限る。）

(8) その他参考となる書類

3 前2項の書類の提出期限は、当該年度の補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第13 第12の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

(概算払)

第15 補助事業者が補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、交付決定額の100分の80の範囲内において、1回に限り補助金の概算払をすることができる。ただし、「新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業（病床確保事業）」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」については、交付決定額の範囲内において、概ね7月、10月及び1月に、3回を限度に補助金の概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が補助金の額の確定額を超える場合は、補助事業者は、その差額を返還しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第16 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則(令和3年5月13日付け3医第26号、3医看第14号、3保疾第61号、3感第89号、3薬第113号)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(別表) (第2関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業(設備等整備事業)	帰国者・接触者外来等の開設者等	次により算出された額の合計額 医療用シェルター等(簡易診療室)及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	当該年度に係る 帰国者・接触者外来等を運営するために必要な次の経費 簡易診療室として使用する医療用シェルター(但し堅固なフレームを有するものに限る)等及び付帯する備品の借入れ	10/10以内
新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業(病床確保事業)	新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関の開設者、または知事が協力を依頼したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ①病床の確保料 下記(1)~(3)に該当する上限額× 知事が必要と認めた日数 (1)ICU内の病床 1床当たり97,000円/日 (2)重症患者又は中等症患者を受け入れ酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床 1床当たり41,000円/日 (3)上記以外の場合 1床当たり16,000円/日 ②退院後消毒等に要した経費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る ①空床確保に要する経費 ②新型コロナウイルス感染症患者退院後の消毒費用	10/10以内
新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業(病床確保事業)	新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関(以下「協力医療機関」として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して協力医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ①稼働病床の確保料 下記(1)~(3)に該当する上限額× 知事が必要と認めた日数 (1)ICU 1床当たり301,000円/日 (2)HU 1床当たり211,000円/日 (3)上記以外の病床 1床当たり52,000円/日 ②休止病床の確保料 下記(1)~(4)に該当する上限額× 知事が必要と認めた日数 (1)ICU 1床当たり301,000円/日 (2)HU 1床当たり211,000円/日 (3)療養病床 1床当たり16,000円/日 (4)上記以外の病床 1床当たり52,000円/日	当該年度に係る 空床確保に要する経費	10/10以内
新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業	新型コロナウイルス感染症重点医療機関(以下「重点医療機関」として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ①稼働病床の確保料 下記(1)~(3)に該当する上限額× 知事が必要と認めた日数 (1)ICU 1床当たり301,000[436,000]円/日 (2)HU 1床当たり211,000[211,000]円/日 (3)上記以外の病床 1床当たり71,000[74,000]円/日 ②休止病床の確保料 下記(1)~(4)に該当する上限額× 知事が必要と認めた日数 (1)ICU 1床当たり301,000[436,000]円/日 (2)HU 1床当たり211,000[211,000]円/日 (3)療養病床 1床当たり16,000[16,000]円/日 (4)上記以外の病床 1床当たり71,000[74,000]円/日 特定機能病院等は[]内の額	当該年度に係る 空床確保に要する経費	10/10以内
患者受入調整・搬送事業	搬送に同乗する医師等の在籍医療機関の開設者	・患者搬送同乗者経費 医師 1人1時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 ・患者搬送費 実費相当額	当該年度に係る 「県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部」において決定された、患者搬送(※)に係る経費(賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料) ※①新型コロナウイルス感染症患者の県外への搬送 ②受入先の調整に伴う新型コロナウイルス感染症患者以外の患者の搬送	10/10以内
医療人材確保・派遣等支援事業	医療従事者を派遣等する医療機関の開設者	別添のとおり	当該年度に係る 派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者の旅費・宿泊費等(賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料) ※新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業については、上記に加え、次の経費も対象とする 需用費(消耗品費、材料費、燃料費、食糧費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料	10/10以内
時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	医療従事者を派遣等する医療機関の開設者	医師 1人1時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円	当該年度に係る 派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者の旅費等(賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料) ※令和3年7月31日までに派遣した場合	10/10以内

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
医療従事者宿泊施設確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等の開設者	・医療従事者宿泊施設確保経費 1室当たり 13,100円/日 1食当たり 1,500円 ※ただし、所要経費が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る 医療従事者の宿泊費、食糧費等	10/10以内
特殊勤務手当支援事業	新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当を支給する医療機関の開設者	1人当たり 4,000円/日 ※ただし、医療機関の実支給額が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る 医療機関が職員向けに支給する特殊勤務手当費 ※令和3年7月31日までの経費に限る	1/2以内
新型コロナウイルス感染症外国人患者受入体制確保事業	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関の開設者	1医療機関当たり 10,000千円	当該年度に係る 外国人患者の受入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な経費 ※従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は補助対象外	10/10以内
休業等医療機関等継続・再開支援事業	新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小となった病院・医科診療所の開設者	次により算出された額の合計額 ①HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応） 1台当たり905千円 ※1施設当たりの上限2台 ②消毒費用等 1施設当たり600千円を上限として、総事業費	当該年度に係る 診療等の継続・再開に必要な次の経費 ①HEPAフィルター付き空気清浄機の購入及び借入れ ②消毒費用等	1/2以内
	新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小となった歯科診療所の開設者	1施設当たり600千円を上限として、総事業費	当該年度に係る 診療等の継続・再開に必要な消毒費用等	
	新型コロナウイルス感染症により休業・営業縮小となった薬局の開設者 ※中学校区に1件のみ所在する薬局	次により算出された額の合計額 ①HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応） 1台当たり905千円 ※1施設当たりの上限1台 ②消毒費用等 1施設当たり600千円を上限として、総事業費	当該年度に係る 診療等の継続・再開に必要な次の経費 ①HEPAフィルター付き空気清浄機の購入及び借入れ ②消毒費用等	

注 事業の目的、内容、留意事項等は、別に定める事業実施要領によるものとする。

別添

医療人材確保・派遣等支援事業

事業名	補助基準額
新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	医師 1人1時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 〔重点医療機関に派遣した場合〕 医師 1人1時間当たり 15,100円 看護職員 1人1時間当たり 8,280円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円 新型コロナウイルス感染症患者の診療体制構築に要した経費の実費相当額
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	医師 1人1時間当たり 7,550円 薬剤師 1人1時間当たり 2,760円 〔重点医療機関に派遣した場合〕 医師 1人1時間当たり 15,100円 薬剤師 1人1時間当たり 5,520円
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	医師 1人1時間当たり 2,265円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 562円

医療人材確保・派遣等支援事業実施要領

<長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業>

(趣旨)

第1 この要領は、令和3年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和3年5月13日付け3医第26号、3医看第14号、3保疾第61号、3感第89号、3薬第113号）に定める補助金の交付の対象となる事業のうち、医療人材確保・派遣等支援事業の実施にあたり必要な事項について定めるものとする。

(事業内容)

第2 対象となる事業の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

ア 実施者

医療従事者の派遣を行う医療機関の開設者

イ 内容

新型コロナウイルス感染症入院患者を受け入れている医療機関等(派遣先)へ医師等医療従事者の派遣を行う医療機関(派遣元)を対象に、その派遣実績に応じて支援を行う。

ウ 実施要件

派遣先は新型コロナウイルス感染症入院患者を受け入れている医療機関等とする。

(2) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

ア 実施者

医師又は薬剤師を派遣する医療機関・薬局の開設者

イ 内容

新型コロナウイルス感染症に感染(同感染症の疑いがある場合も含む)し診療等を行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局(派遣先)において代わりに診療等に従事するため、医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局(派遣元)に対して、その派遣実績に応じて支援を行う。

ウ 実施要件

(ア) 派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染(同感染症の疑いがある場合を含む)した医師又は薬剤師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関・薬局において診療等に従事することができない期間とする。

(イ) 派遣先となる薬局については、日常生活圏域(具体的には中学校区)に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

ア 実施者

医療従事者の派遣を行う医療機関の開設者

イ 内容

医師等が新型コロナウイルス対応に従事するために他の医療機関に応援派遣されているため、厳しい診療状況となっている医療機関(派遣先)に、県が定める計画に基づき、県の登録を受けた医師等を派遣する医療機関(派遣元)に対して、派遣実績に応じて支援を行う。

ウ 実施要件

- (ア) 派遣先は新型コロナウイルス感染症入院患者を受け入れていない医療機関とする。
- (イ) 派遣元は、医療機関として、1か月のべ5日以上(派遣先の常勤医師等の勤務時間に準ずる)の派遣を行う。
- (ウ) 補助対象となる派遣期間は2か月間を上限とする。
- (エ) 県において、派遣元から医師等が派遣された実績を確認した上で支援を行う。
派遣元が派遣する医師等について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合は雇用調整助成金分を控除して支援を行う。

(補助対象経費等)

第3 補助金の基準額、補助対象経費等は、令和3年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱(令和3年5月13日付け3医第26号、3医看第14号、3保疾第61号、3感第89号、3薬第113号)に定めるとおりとする。

附 則(令和3年5月21日3感第103号、3薬第171号)

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別紙（1）

経費所要額調

（補助事業者名）

区 分	総事業費 (A) 円	寄附金その他の 収入額 (B) 円	差引額 (A)－(B) (C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	補助基本額 (G) 円	補助所要額 (H) 円	備 考

- (注) 1 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載してください。
2 「選定額」欄には、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入してください。
3 「補助基本額」欄には、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入してください。

事業（変更）計画書

補助事業者名 _____
 （事務担当者） 役職・氏名 _____
 電話番号 _____
 ファクシミリ番号 _____
 電子メール _____

1 施設の名称及び所在地

(1) 名称	
(2) 所在地	

2 事業の名称

--

3 事業内容

--

4 事業の期間

(1) 事業期間	
①事業着手（予定）日	
②事業完了（予定）日	

5 事業費

事業費	円
(1) 補助金	
県補助金	
(2) 地方債	
(3) 寄附金	
(4) その他	

6 事業費の積算根拠

※単価及び金額には、消費税を含んだ額を記入してください。

項 目	積 算	金 額	備 考
(1) 補助対象事業分		円	
小 計	—		—
(2) 補助対象外事業分		円	
小 計	—		—
合 計	—		—

記載上の留意事項

- 1 「2 事業の名称」については、交付要綱第2における事業名を記載してください。

- 2 「3 事業内容」については、次の内容を踏まえ、具体的に記載してください。
様式に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。
 - (1) 施設整備事業
 - ①事業の種別・・・新築・増築・改築・改修・その他
 - ②整備区域の建築面積・延べ面積
 - ③整備区域の部屋別の用途

 - (2) 医療機器等の設備整備事業
 - ①整備する医療機器等の用途など

 - (3) その他
実施方法、対象者など

- 3 「6 事業費の積算根拠」については、次の区分により、必要事項を具体的に記載してください。
 - (1) 施設整備事業
 - ①「項目」・・・〇〇工事費など
 - ②「積算」・・・面積及び単価

 - (2) 医療機器等の設備整備事業
 - ①「項目」・・・品名
 - ②「積算」・・・単価及び購入する数量
 - ③「備考」・・・銘柄、規格、設置場所など

 - (3) その他
 - ①「項目」・・・需用費、役務費など
 - ②「積算」・・・単価、数量、人数など
 - ③「備考」・・・費用を支出する用途など

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 [医療人材確保・派遣等支援事業] 積算

事業種別

- ① 新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業
- ② 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

事業一覧

派遣日	派遣先	従事時間	派遣した 医療従事者名	職種	補助上限額
例 4月20日	★★病院	00:00~00:00	×× ××	医師	7,550円
計					7,550円

事業に要した経費

費目	金額
旅費 (△月□日分)	5,000円
計	5,000円